

大学における消費者教育の内容および課題と、 本学における消費者教育の方向性に関する探索的検討

渡 部 昌 平

キーワード：消費者教育、探索的研究、内容、課題、方向性

問題と背景

消費者基本計画（2010年3月閣議決定）等に基づき、文部科学省は2011年5月に「大学等及び社会教育における消費者教育の推進について」という通達を発出し、教育委員会・国公私立大学・公私立短期大学・国公私立高等専門学校の各者に消費者教育の推進を要請している（2011年に発出された「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」は2018年に改訂されている）。

消費者教育について CiNii（国立情報学研究所 NII 学術情報ナビゲータ）で検索してみると、1950～60年代から家庭科分野を中心に散見されるようになるが、大学における消費者教育について触れているのは1977年の内藤道子「家庭科教育に関する研究 4－大学における消費者教育」が初出である（今井（1983）などでも大学における消費者教育の必要性について触れられている）。消費者教育は家政学・家庭科の中で「衣食住の良き買い手」を育てる教育から始まり、時代に合わせて家計管理やクレジットカード使用等を含めた金融教育、フェアトレードや環境・リサイクル・ごみ問題等を含めた市民教育を包含してきている。そして特に消費者問題が発生し始めた1980年代以降の論文が多い。日本消費者教育学会編（2007）は消費者教育を「消費者が商品・サービスの購入などを通じて消費生活の目標・目的を達成するために必要な知識や態度を習得し、消費者の権利と役割を自覚しながら、個人として、また社会の構成員として自己実現していく能力を開発する教育であ

る」と定義し、神山（2012a）は「小学校では家庭科、社会科、生活科、中学校では技術・家庭科、社会科、高等学校では家庭科、公民科（中略）「総合的な学習の時間」の中で実施されている。特に家庭科は、従来から消費者教育に関わる内容を扱い、現在でも消費者教育を行う中心となる教科である」としている。

2018年に改訂された文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（以下「指針」）では、成年に達したばかりの社会経験の少ない若者を狙う悪質業者による消費者トラブルやインターネット上の新しいサービス（インターネットオークション、フリーマーケット、アフィリエイト、SNS等）でのトラブル、問題のあるアルバイトの存在、マルチ商法や危険ドラッグなどの問題等が発生しているとして「一人一人の学生が契約に関する知識や契約に伴う権利、責任並びに消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる応力を深める機会を持つことが重要」とした上で、食品、工業製品、農・畜産などに関わる学部・学科では「持続可能な社会の構築」という視点の単元を盛り込むなど大学組織全体で総合的に取り組むべきだとしているが、具体的な内容・方法については指針では曖昧であり、各大学に任せられた状態となっている。

そこで本研究では主に2011年以降に書かれた消費者教育に関する論文を参考にし、食品、工業製品、農・畜産などに関わる本学においてはどういう消費者教育を行うべきか、どういう消費者教育を行うことが考えられるのかについて、

探索的に検討することを目的とした。

方法

CiNii で2011年以降の「消費者教育」論文を検索すると、478件の論文がヒットする。その中から文部科学省「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」に出てくるキーワードを参考に、特に大学生を対象とした論文を中心に抜き出し、文献研究の方式で本学の教育の参考にしていくこととした。なお「消費者教育」「大学」で検索してもほとんどの筆者が大学所属の研究者であるため、小中高の消費者教育と大学の消費者教育が単純検索では弁別できないという問題が生じたため、全ての論文をしらみつぶしに目視で確認することとした。

結果

(1) 全般

色川（2017a）は、大学生を対象にした消費者教育は共通教育から専門科目レベルまであり、授業時間数や地域との連携状況も様々であること、教員養成科目ではほぼ実施されている一方、それ以外ではほとんどないと指摘する。また色川（2017b）は「教員養成・家庭科に所属していない限り、狭義の「教育科目」に触れる機会はない」「教員養成の家庭科において「教育科目」が設置されているにしても、広義で2割、狭義では1割台にとどまっており、教員養成の家庭科に所属していても、大学によっては受講できるとは限らない」「「学生への生活支援」、「自立した消費者の育成」、「専門的人材の育成」のいずれも不十分であり、各大学教員の個人的な取り組みにとどまっている」と指摘している。

(2) 契約

小野・上村（2012）はWeb版消費者教育読本「竜馬と行く！契約クイズの旅」を活用した授業実践を紹介し、学生の教材への評価が高かったことを報告している（一方で同論文は約半数の大学で消費者問題に関する講義やゼミがないことも指摘している）。鈴木・大本（2014）は大学等における法教育としての消費者教育を取り上げ、「消費者教育」の概念を広く捉えた授

業は少なく「消費者市民」に言及している授業は1事例のみであったこと、教養科目系では消費者被害の予防、専門科目系では法律理解に主眼が置かれていたことを報告している。柳生（2016）は製造物責任法を紹介する中で消費者の具体的被害例や対応策を教示し、学生に教育効果があったことを報告している。大本・鈴木（2017）はリーガルリテラシーを育む消費者市民教育の授業シラバスを提案し、寺地（2017）は大学生の契約に関する理解不足を指摘し、特にトラブルがあった若者の理解度が低いことを指摘している。

また大本・田中・吉井・岸本（2013）は「系統的・計画的な消費者教育が提供されていない」と指摘されていることを受け、一人暮らしをするという設定で「安全」「契約・取引・家計」「生活情報」「環境・責任・倫理」の4領域を含む住生活教材を作成したことを報告している。さらに大本・吉井・岸本（2013）は大学生の衣・住生活の実態を把握し、性別や家族状況による差をどのように考慮するか、全般的に平均値の低かった領域の項目に関する消費行動について自立した消費者としての知識や環境に配慮できる考え方を理解させるような教材の工夫が必要だと指摘している。吉井・岸本・大本（2015）は居住選択における消費者教育教材の検討を行っている。田村・長濱・田中・水谷（2015）は医療サービス消費に対する消費者教育の教材開発を報告している。

(3) パーソナルファイナンス教育、保険教育

神山（2012b）は大学授業にファイナンシャル・プランニング技能士資格取得に関わる内容を導入して学生の金融経済に関する幅広い知識・技能の獲得を目指したことを紹介し、学生の80%が経済教育をほとんど覚えていないか受けおらず、全員が学ぶ必要があると答えたと報告している。また神山（2013）は大学の講義「消費生活論」で愛知県消費生活情報ウェブページを活用した事例（学生に改善提案をさせる）を紹介し、消費者行政と連携して学んで行くことに「意欲がわく」学生が25.3%、「少し意欲我が家がわく」学生が61.4%であったことを報告している。

また柿野・橋長・西村（2013）はパーソナル

ファイナンスを包括的に教えている大学は限定的であることを紹介し、日本では「個人の金融に関する性格な情報をどのように入手していいか分からない」「自分はまだ若いので、個人の金融を考えるには早すぎる」と考える大学生が多いこと、ライフイベントの金額や目的を持った貯蓄について先のイベントになるほど理解度が少ないことを指摘している。橋長・西村（2015）は大学教養教育で金融教育を実施し、多くの学生が「大変教育的価値がある」と答え「無知への危機感」が高かったこと、より詳細に学びたい分野は「投資と貯蓄」であったことを報告している。三宅（2017）はパーソナルファイナンス教育は大学生の消費生活に関するスキル向上に役立つと指摘する。

武石（2012）は実学的保険教育の必要性を訴え、竹井（2013）は消費者側と事業者側が一体となった保険教育を提供すべきとする。竹井（2014）は実務と理論を織り交ぜて体系的に保険教育を行う意義についても触れている。田中（2021）は損害保険教育によって受講者の意識やメタ認知活動が変化したことを報告する。

（4）ネットトラブル

大本・鈴木・奥谷（2014）は（大学生向けではないが）オンラインゲーム等によるトラブルを対象にした冊子教材「インターネットでひろがる消費文化」作成を紹介している。長谷川・上野・新谷（2015）はクレジットカード決済によるネットショッピング疑似体験教材と体験型授業の開発を報告し、長濱・田中・田村（2015）は高校生用のインターネットトラブル対策の消費者教育教材開発を報告し、上野・新谷・長谷川（2016）はネットショッピングを題材とした消費者教育の授業実践について報告している。吉井（2018）は出会い系サイトに関する消費者教育教材作成を報告し、奥谷・鈴木・大本（2019）はソーシャルゲームを題材とした動画教材を報告している。上杉（2019）はフェイクニュースに対抗する教育が必要であることを指摘する。明石・藤川・阿部・関谷・山本・市野・武蔵・齋藤（2020）はフリマアプリにおける個人間取引を学ぶ授業プログラムを報告し、石津（2020）は（中学生向けであるが）キャッシュレス活用のメリットや課題を解説した授業

実践を報告する。

（5）内容・シラバス・評価

松田・宮永・清水・齊藤（2012）は、持続発展教育（E S D）を土台とし、消費者市民社会の構築を目指した消費者教育が必要だとする。三谷・松浦・上野・竹澤・安達・橋本（2018）は従来の啓発活動中心の消費者教育から脱却し、消費者市民社会の形成者を育成する授業開発を提案している。川口（2019）は「企業に意見を伝える」消費者市民育成が重要だとし、そのための講義とその効果を報告している。

色川（2017a）は一般大学生向けに契約、生活の管理、商品の安全、持続可能な消費、情報とメディア、消費者の参画・トラブル対応などの内容を含む15コマのシラバスを紹介し、学生からの評価が概ね良かったことを報告している。弘前大学消費者問題講義受講生グループ（2019）は消費者問題と消費者市民社会、消費者志向経営とマーケティング、多文化共生社会における消費行動、環境・資源問題と消費行動、食品表示をめぐる諸問題、持続可能な社会への消費行動、消費者教育の実践等からなる15コマのシラバスを紹介している。

また有田（2012）は、多重債務未然予防教育の課題として「消費者問題を未然に防ぐ上で大切なことは、問題が生じたとき一人で抱えて判断せず、速やかに「相談する」ことであるから、単に知識や情報を「教える」「伝える」だけでは不十分であり、繰り返して教育することに加え、その知識を行動に結びつけていくことが、今後の消費者教育の課題である」とする。前田・川口（2016）は佐賀大学経済学部学生が中心に作成した「高等学校～大学初年時向け消費者教育テキスト Consumer's Why みんな消費者」や岡山県の中国短期大学総合生活学科による消費者トラブル回避の啓発パンフレットを紹介しつつ、筆者が実施する科目「創造的討論技術を学ぶ」で大学生に討論や意見交換を行わせ、消費者教育の効果について論じている。前田・川口（2017）は講義当初は「小遣いの管理や節約」「悪徳商法に騙されないこと」「物の価格や価値」が消費者教育だと考えていた学生が、終了後は「消費者の影響力」「金銭感覚への他者の影響（身近な存在や教育を通して金銭感覚が形成さ

れる)」「生活困窮者(困窮者の存在とそれへの対応)」「将来のお金(目前の使途ではなく、将来の資金需要)」といった概念が展開されていましたことを報告している。小清水・高野・河村(2019)は一人称視点の動画教材の効果を報告する。

三宅・白井(2017)は評価基準として公正な経済社会の形成に関する知識・理解)、公正な経済社会の形成に向けた思考力・判断力(開発途上国の児童労働、貧困等)、公正な経済社会を形成するための問題解決力・協働力(自らのライフスタイルと消費行動)、公正な経済社会の形成を提言する表現力(プレゼンテーション力)等を軸とした消費者教育のルーブリック評価を報告している。

(6) 貧困・格差問題

竹田・橋長・タヒラ(2013)はアイオワ州立大学における奨学金返済計画の相談などのパーソナルファイナンス・カウンセリングを紹介し、川崎・川口(2016)は中途退学に陥りやすい生活困難若年者の支援の必要性を訴える。八代田(2018)も同様に、格差社会におけるローン・教育・住宅についての諸問題から消費者問題を考察する。

(7) その他

竹下・藤田・妻鳥(2017)は食品ロスを題材とした消費者教育を報告する。宮川・上村・山岡・松葉口(2019)も同様に、食を学ぶ女子大学生の食品ロス削減意識と行動について報告している。財津(2019)は地域と連携した環境実践教育を報告する。今城・田村(2020)は美容医療・エステティックサービストラブルの未然防止の啓発リーフレット作成について報告する。

文部科学省(2020)では大学生協による食育やレジ袋有料化による環境教育を含めた11大学へのヒアリング調査が行われており、例えば聖心女子大学の英語で環境問題や国際協力、SDGsなどを学ぶ授業「グローバルリーダーシップ・プログラム」、2泊3日の農村体験から環境問題について考える「サーバント・リーダー体験型セミナー」、愛知淑徳大学で講義と地域への学生ボランティアをリンクさせた「C C C(コミュニティ・コラボレーションセンター)」、名古屋市立大学と愛知銀行の連携による学生向

け金融教室、京都ノートルダム女子大学の教員養成課程で学ぶ環境教育、関西大学と堺市との地域連携による子ども向け金融教室、香川大学法学部法学科の選択科目「消費者生活と法」などの紹介が行われている。しかしこの後の報告書関係者のコメントにもあるが、消費者トラブルやアルバイトでのトラブル、マルチ商法や危険ドラッグについてはほとんど触れられていない。

考察

以上見てきたとおり、大学生に消費者教育をすべき範囲は衣・食・住の購入・契約のトラブル防止にとどまらず、金融・経済的知識の付与(金銭管理)やアルバイト等の日常生活の管理、ゲーム・出会い系などの趣味分野の管理、環境・資源問題などSDGsを踏まえた選択までを含めた包括的なものである必要があり、単に知識を付与するだけでなく、その知識を活用して選択・行動できるようアクティブラーニング形式で学生を参加させていく必要がある。サークルを含めた大学生活での人間関係形成やスケジュール管理の支援なども重要になってくるだろう。

山口(2020)は未成年者・若年者の相談(トラブル)では「オンラインゲーム」「健康食品」「コンサート」など趣味・娯楽や美容に関するもの、購入方法についてはインターネット通販等の通信販売によるものが多いことを指摘する。また20台前半になると契約購入金額が高額化し、「他の内職・副業」「教養娯楽教材」「タレント・モデル養成教室」のようにサイドビジネス商法やマルチまがい商法、クレ・サラ強要商法などに該当する販売方法・商法に関するトラブルが増えているとする。独立行政法人日本学生支援機構は、そのホームページで大学生のトラブルとして「架空請求」「インターネットオークション」「訪問販売や新聞セールス」「マルチ商法」「資格商法」「内職商法」「賃貸住宅」「ストーカー」「セクハラ」「薬物」「アルバイト」など各種のトラブルを挙げる(参考 URL: <https://www.jasso.go.jp/gakusei/publication/trouble.html>)

現代の大学生が抱えるこうしたトラブルの実

情を踏まえ、各大学における大学生の特徴や傾向も付け加えた上で、各大学が包括的に消費者教育を行っていく必要がある。その際、一部の教育内容は民間企業や外部への委託（連携）も考えられるが、民間企業や外部では特定の分野しか対応できない可能性が高いことも鑑み、あくまで大学主体で全体性を持った包括的なカリキュラムを形成していくことが必要となろう。

まとめ

文部科学省が2011年5月に「大学等及び社会教育における消費者教育の推進について」という通達を発出し既に10年、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」は2018年に改訂されて既に2年が経過しているが、全国の大学等においても「包括的な消費者教育」は未だほとんどの大学教員の個別的な努力によっていることが把握された（論文も、特定の筆者によって書かれた論文が多い）。

本学においては、まず学生の実態を踏まえて複数の教養科目や教職科目あるいは専門科目において少数コマの導入を行い、その講義の学生の評価を踏まえて少しずつコマ数を増やすなり新たな講義科目の導入なりを考えていく必要があるだろう。例えば初年次科目で契約やトラブル、キャリア教育科目で金銭管理や時間管理、専門科目でSDGsについて触れていくなど講義ごとに消費者教育の役割を分担する方法である。

その際、既に消費者教育を導入している他大学の教員との情報・意見交換や、場合によっては小中高で消費者教育を行っている家庭科・社会科等の教員との情報・意見交換も考えられるかもしれない。本学は理系大学であり、これら人脈は全く新規に構築していく必要がある。他方、SDGs部分に関する教育については食品、工業製品、農・畜産などに関わる学部・学科を持つことから、実施・連携が容易であるかもしれない（既に実施済の部分もある）。

大学における消費者教育は現行、ややもすれば「ネットトラブル防止」のオリエンテーションや参加者の少ない単発の課外講座で終わりがちであるが、大学生活やその後のトラブルを防

止し、健全な消費者市民社会を形成していくためには小中高のみならず大学においても消費者教育に力を入れていく必要があるだろう。

参考文献

- 明石萌子・藤川大祐・阿部学・関谷紳吾・山本恭輔・市野敬介・武藏振一郎・齋藤良和（2020）フリマアプリにおける個人間商取引について学ぶ授業プログラムの開発 コンピュータ&エデュケーション, 49, 46-51.
- 有田宏美（2012）多重債務未然予防教育の課題 パーソナルファイナンス学会年報, 12, 134-145.
- 長谷川元洋・上野顕子（2015）クレジットカード決済によるネットショッピング疑似体験教材と体験型授業の開発 消費者教育, 35, 127-136.
- 橋長真紀子・西村隆男（2015）大学教養教育における金融教育の有効性 消費者教育, 35, 75-85.
- 弘前大学消費者問題講義受講生グループ（2019）大学生の成果発表：消費者市民社会形成の取り組み 弘前大学における消費者教育推進事業の記録（2014～18年度）, 21-23.
- 今井光映（1983）消費者教育の課題と展望 消費者教育, 1, 1-27.
- 今城茜・田村久美（2020）若年層の美容医療・エステティックサービストラブルの未然防止につながる消費者教育教材の製作：成年年齢引下げに対応した啓発リーフレット 消費者教育, 40, 243-253.
- 色川卓男（2017a）一般大学生向け消費者教育の体系的な教材開発とその課題：大学における消費者教育の授業実践をふまえて 消費者教育, 27, 157-166.
- 色川卓男（2017b）大学生を対象にした消費者教育の類型と課題 一般社団法人日本家政学会研究発表要旨集, 69, 4.
- 石津みどり（2020）消費者教育におけるキャッシュレス活用の学び 東京学芸大学附属学校研究紀要, 47, 115-119.
- 柿野成美・橋長真紀子・西村隆男（2013）日本の大学生に求められる金融教育の課題：日米

- 調査の分析を中心に 消費者教育, 33, 49-58.
- 神山久美 (2013) 大学における消費者教育の試み：相手意見消費生活情報ウェブサイトの改善 名古屋女子大学紀要 家政・自然編,人文社会編, 59, 41-49.
- 神山久美 (2012a) アクション・リサーチによる消費者教育の指導法の改善 名古屋女子大学紀要名古屋女子大学紀要 家政・自然編,人文社会編, 58, 293-303.
- 神山久美 (2012b) 大学における金融経済教育：「ファイナンシャル・プランニング技能士」試験の導入と展開 日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集, 56, 17.
- 川口徳子 (2019) 企業による大学生への消費者市民教育の実践と評価 消費者教育, 39, 201-210.
- 川崎孝明・川口恵子 (2016) 学生支援の現場からみた消費者市民社会の消費者像に関する一考察 消費者教育, 36, 203-209.
- 小清水貴子・高野瑞絵・河村美宥 (2019) 消費者教育における行為の省察を促す一人称視点動画教材の開発：若者および高齢者を対象にした実践を通して 静岡大学教育学部研究報告 教科教育学篇, 51, 203-217.
- 前田芳男・川口恵子 (2017) 大学教育を通した消費者市民の育成：教育効果の評価の試み 消費者教育, 37, 211-220.
- 前田芳男・川口恵子 (2016) 消費者市民の育成：学生主体の討論技術とワークショップ手法の開発 消費者教育, 36, 119-128.
- 松田淑子・宮永麻生・清水美歩路・齊藤康介 (2012) 「消費者市民社会」の構築をめざした「消費者教育」の研究：大学院「消費者教育研究」の授業における協働をもとに 福井大学教育地域科学部紀要（応用科学 家政編）, 3, 243-257.
- 三谷典生・松浦早姫・上野仁士・竹澤優善・安達大智・橋本康弘 (2019) 主権者教育としての消費者教育の授業開発・実践：消費者市民社会形成の視点を踏まえて 福井大学教育実践研究, 43, 45-52.
- 宮川有希・上村協子・山岡義卓・松葉口玲子 (2019) 食を学ぶ女子大学生の食品ロス削減意識と行動 消費者教育, 39, 191-200.
- 三宅元子 (2017) 大学から社会への円滑な移行のためのパーソナルファイナンス教育 消費者教育, 37, 177-185.
- 三宅元子・白井靖敏 (2017) 大学の消費者教育に導入するループリック評価の提案 一般社団法人日本家政学会研究発表要旨集, 69, 267.
- 文部科学省 (2020) 大学等及び社会教育における消費者教育の取り組み事例
- 内藤道子 (1977) 家庭科教育に関する研究 4－大学における消費者教育 山梨大学教育学部研究報告 第1分冊 人文社会科学系, 28, 220-228.
- 日本消費者学会編 (2007) 新消費者教育Q & A 中部日本教育文化会
- 奥谷めぐみ・鈴木真由子・大本久美子 (2019) ソーシャルゲームを題材とした動画教材とそれを活用した授業の開発と評価 消費者教育, 39, 221-230.
- 小野由美子・上村協子 (2012) Web版消費者教育読本の活用実践：大学授業における若者の「消費者力」開発 東京家政学院大学紀要, 52, 71-82.
- 大本久美子・鈴木真由子 (2017) リーガルリテラシーを育む消費者市民教育の授業シラバスの提案：教員養成課程の大学生を対象に 消費者教育, 37, 45-53.
- 大本久美子・鈴木真由子・奥谷めぐみ (2014) 消費者教育の教材開発：「インターネットでひろがる消費文化」の冊子教材 日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集, 57, 76.
- 大本久美子・田中洋子・吉井美奈子・岸本（重信）妙子 (2013) 体系立てた消費者教育を目指す教材開発について：住生活教材 日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集, 56, 61.
- 大本久美子・吉井美奈子・岸本（重信）妙子 (2013) 大学生の衣・住生活における消費行動の実態と課題：体系化された消費者教育教材の開発に向けて 消費者教育, 33, 203-211.
- 鈴木真由子・大本久美子 (2014) 高等教育機関における“法教育”としての消費者教育 生活文化研究, 52, 53-59.

- 竹井直樹（2014）実務家が行う大学の損害保険連続講座に関する考察 保険学雑誌, 627, 149-163.
- 竹井直樹（2013）消費者教育としての保険教育：損保協会の取組みを通して考える 保険学雑誌, 623, 163-182.
- 武石誠（2013）保険教育の今後の在り方についての一考察 保険学雑誌, 623, 77-92.
- 竹田美知・橋長真紀子・ヒラタヒラ（2013）アイオワ州立大学におけるパーソナルファイナンス・カウンセリング Journal of the Faculty of Human Sciences（神戸松蔭大学）人間科学部篇, 2, 37-56.
- 竹下浩子・藤田昌子・妻鳥円香（2017）大学生における消費者教育：食品ロスを題材として 愛媛大学教育学部紀要, 64, 33-40.
- 田村久美・長濱太造・田中由美子・水谷節子（2015）医療サービス消費に対する消費者教育の教材開発 消費者教育, 35, 117-126.
- 田中由美子（2021）損害保険教育による受講者の変容：意識およびメタ認知活動に着目して 消費者教育, 41, 13-22.
- 寺地一浩（2017）大学生における契約することへの理解に関する研究 消費者教育, 37, 137-145.
- 上野顕子・新谷洋介・長谷川元洋（2016）アクティブラーニングを取り入れた消費者教育の授業実践とその評価：ネットショッピングを題材として 消費者教育, 36, 231-242.
- 上杉嘉見（2019）フェイクニュースに抗する学校教育：消費者教育の広告分析活動から学ぶ メディア情報リテラシー研究, 1, 92-97.
- 柳生大輔（2016）消費者の権利に関する授業開発：製造物責任法を中心として 広島大学附属三原学校園研究紀要, 6, 187-194.
- 山口由紀子（2020）若者の消費者トラブル・被害と消費者教育の課題 人間社会研究, 17, 51-65.
- 八代田道子（2018）格差社会における消費者問題；ローン・教育・住宅についての諸問題からの考察 消費者教育, 38, 209-218.
- 吉井美奈子（2018）教育・保育実践ノート S NS利用による出会いに関する消費者教育教材の開発：教員養成課程における一考察 教育学研究論集, 13, 47-53.
- 財津庸子（2019）大学生と環境NPOの連携による消費者教育ナビゲーターの育成：地方都市における消費者教育推進の試み 大分大学教育学部研究紀要, 41(1), 87-98.